

○ 太 田 市 外 三 町 広 域 清 掃 組 合 議 会 公 印 規 則

平 成 1 1 年 6 月 1 日

議 会 規 則 第 3 号

改正 平成12年 9月 1日議会規則第1号

改正 平成17年 3月28日議会規則第1号

(目的)

第1条 この規則は、太田市外三町広域清掃組合議会の公印について、必要な事項を定めることを目的とする。

(公印の種類)

第2条 公印の種類は、次のとおりとし、公印の名称、書体、寸法、個数及び使用区分は、次の表のとおりとする。

(1) 太田市外三町広域清掃組合議会之印

(2) 太田市外三町広域清掃組合議会議長之印

公 印 の 名 称	書 体	寸 法	個 数	使 用 区 分
		ミリメートル		
太田市外三町広域清掃組合 議会之印	てん書	方 2 4	1	一 般 公 文 書 用
太田市外三町広域清掃組合 議会議長之印	てん書	方 2 1	1	議長名をもって する文書用

(公印の保管)

第3条 公印は、事務局長がこれを保管するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年9月1日議会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年3月28日議会規則第1号)

この規則は、平成17年3月28日から施行する。